

法人事業概況説明書・会社事業概況書の記載要領の変更について

～法人事業概況説明書・会社事業概況書の記載要領が変更されます～

概要

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税の課税期間の初日から、一定の国税関係帳簿(注1)について優良な電子帳簿の要件(注2)を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨等を記載した届出書(注3)をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者については、その国税関係帳簿(優良な電子帳簿)に記録された事項に関し申告漏れがあった場合に、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置の適用を受けることができます。

この措置を踏まえ、以下のとおり令和5年3月1日以後にご提出いただく法人事業概況説明書・会社事業概況書の記載要領を変更しました。

(注1) 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者(青色申告法人)が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿(売掛帳や固定資産台帳等)又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。なお、対象帳簿(所得税・法人税)の範囲については、令和5年度税制改正により合理化・明確化が行われます(令和6年1月1日以後適用)。

(注2) 「優良な電子帳簿の要件」は、「電子帳簿の保存要件の概要」の「優良」の要件をご確認ください。

(注3) 提出が必要となる届出書は、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出」をご確認ください。

法人事業概況説明書・会社事業概況書の記載要領の変更

国税庁においては、事後検証可能性の高い電子帳簿の利用を推進し、納税者の皆様が自らによる記帳を適切に行える環境を整備するため、「優良な電子帳簿」の普及に向けた取組を推進しております。

「優良な電子帳簿」に係る正確なご理解及びその活用に資する観点から、「優良な電子帳簿」の要件を満たす会計ソフトを使用している場合には、法人事業概況説明書等にその会計ソフト名及び同ソフトを用いて保存する帳簿の名称(種類)とともに要件を満たす旨を明示していただくよう変更しました。

(注) 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、上記注3の届出書を提出いただく必要がありますのでご注意ください。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご確認ください。

法人事業概況説明書(税務署所轄法人用)

具体的な記載要領は次のとおりです。

<法人事業概況説明書(表面)>

【記載要領の変更点】

会計ソフトを利用して、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、その旨を記載できるよう「(5)会計ソフト名」欄の記載方法を変更。

<法人事業概況説明書(裏面)>

【記載要領の変更点】

国税関係帳簿ごとに優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っているかどうかを記載できるよう「15帳簿類の備付状況」欄の記載方法を変更。

会社事業概況書(調査課所轄法人用)

【記載要領の変更点】

過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、その優良な電子帳簿(補助簿)の種類を記載することが明確となるよう「⑦電子帳簿保存の状況」欄の記載方法を変更。